

令和3年度 第1回 学校給食北部センター運営委員会 会議次第

日 時 令和3年5月28日（金）

午後4時

場 所 北部センター会議室

1 開 会

2 学校給食課長あいさつ

3 自己紹介

4 条例・施行規則の説明

5 令和3年度役員の選任について

6 会長あいさつ

7 会議事項

(1) 令和3年度給食会計予算（案）について

(2) 令和3年度給食実施内容（案）について

(3) その他

9 閉 会

○佐久市学校給食センター条例

平成17年4月1日条例第197号

改正

平成20年3月27日条例第24号

平成26年12月19日条例第32号

佐久市学校給食センター条例

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、学校給食調理等の業務を処理するため、学校給食センターを設置する。

(名称、位置及び給食する学校)

第2条 学校給食センターの名称、位置及び給食する学校は、次のとおりとする。

名称	位置	給食する学校
佐久市学校給食南部センター	佐久市原563番地1	野沢中学校、中込中学校、野沢小学校、泉小学校、岸野小学校、中込小学校及び佐久城山小学校
佐久市学校給食北部センター	佐久市長土呂64番地22	浅間中学校、東中学校、岩村田小学校、佐久平浅間小学校、平根小学校、中佐都小学校、高瀬小学校及び東小学校
佐久市学校給食臼田センター	佐久市田口6450番地	臼田中学校、臼田小学校、田口小学校、青沼小学校及び切原小学校
佐久市学校給食浅科センター	佐久市甲2003番地1	浅科中学校及び浅科小学校
佐久市学校給食望月センター	佐久市協和6925番地	望月中学校及び望月小学校

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月27日条例第24号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月19日条例第32号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

○佐久市学校給食センター条例施行規則

平成17年4月1日教育委員会規則第19号

改正

平成20年3月28日教委規則第4号

平成25年3月29日教委規則第1号

平成25年3月29日教委規則第2号

佐久市学校給食センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐久市学校給食センター条例（平成17年佐久市条例第197号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 佐久市学校給食センター（以下「給食センター」という。）に次の表の左欄に掲げる課を置き、同表の右欄に掲げる係を置く。

課	係
学校給食課	学校給食南部センター事業係 学校給食北部センター事業係 学校給食臼田センター事業係 学校給食浅科センター事業係 学校給食望月センター事業係

(業務)

第3条 給食センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学校給食の物資の購入、調理及び配送に関すること。
- (2) 学校給食用器具の管理及び整備に関すること。
- (3) 学校給食の調理の研究及び調査に関すること。
- (4) 学校給食の会計の事務に関すること。
- (5) 給食センターの設置及び統廃合に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、給食センターの運営に必要なこと。

(職員の職)

第4条 給食センターに次の職を置く。

- (1) 課長
- (2) 課長補佐又は係長
- (3) 主事又は技師
- (4) 主事補又は技師補

2 前項に規定するもののほか、教育委員会が必要と認めるときは、別に定める職を置くことができる。この場合においては、佐久市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則（平成17年佐久市教育委員会規則第6号）の規定を準用する。

(職に充てる職員)

第5条 前条に規定する職は、事務職員又は技術職員をもって充てる。

(課長等の職務)

第6条 課長は、上司の命を受けて給食センターの管理及び運営に関する業務を統括し、所属職員を指揮監督する。

2 課長補佐又は係長は、上司の命を受けて業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

3 主事、技師、主事補及び技師補は、上司の命を受けて事務又は技術に従事する。

(その他の職員)

第7条 給食センターに事務職員又は技術職員のほか、業務職員を置く。

2 業務職員は、上司の命を受けて給食業務に従事する。

(専決)

第8条 課長の専決事項は、佐久市教育委員会事務局処務規程（平成17年佐久市教育委員会訓令第2号）の規定を準用する。

2 学校給食課の所管に属する部長以上の職にある者の専決事項に係る決裁については、学校教育課長に合議しなければならない。

(課長の旅行)

第9条 課長が旅行する場合は、出発の日の2日前までに教育委員会に届け出てその承認を受けなければならない。

(施設及び設備の管理)

第10条 課長は、業務を円滑に運営するため施設及び設備を正常な状態に維持するよう努めなければならない。

(防災及び警備等)

第11条 課長は、毎年度の始めにおいて、給食センターの防災及び警備の計画を作成し、教育委員会に提出しなければならない。この場合において、学校に併設されている給食センターにあっては、防災及び警備の計画の作成に当たり、当該学校長と協議するものとする。

2 職員は、課長の定めるところにより、給食センターの防災及び警備の任務を分担しなければならない。

(業務の計画)

第12条 課長は、毎年3月末日までに翌年度の業務計画を定め、教育委員会に提出しなければならない。

(業務の報告)

第13条 課長は、別に定めるところにより給食センターにおける業務の成果を教育委員会に報告しなければならない。

(事故の報告)

第14条 課長は、重大な事故が発生したときは、速やかにその状況を教育委員会に報告しなければならない。

(運営委員会)

第15条 給食センターの円滑な運営を図るため、諮問機関として、給食センターに運営委員会を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織し、委員の任期は、その職の在任中とする。

(1) 給食を受ける小・中学校長

(2) 給食を受ける小・中学校のPTAを代表する者

(3) 学校医を代表する者 1人

(4) 学校薬剤師を代表する者 1人

(5) 識見を有する者 若干人

3 運営委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

4 会長は、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営委員会の任務)

第16条 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 給食費の決定及び給食の経理の認定に関すること。

(2) 給食の献立方針に関すること。

(3) 学校給食に関する諸般の調査及び研究

(4) 前3号に掲げるもののほか、学校給食に関し必要と認めた事項

(運営委員会の会議)

第17条 会長は、必要に応じ、運営委員会を招集し、会議の議長となる。

(献立委員会)

第18条 給食の充実を図るため、給食センターに献立委員会を置く。

2 献立委員会は、給食を受ける小・中学校長を代表する者、栄養士、学校給食主任及び給食を受ける小・中学校のPTAを代表する者をもって組織する。

(監査)

第19条 給食センターに監事を置き、給食の経理を監査する。

- 2 監事は、学校長及びPTAを代表する者をもって充てる。
- 3 監査は、年2回行うものとし、その結果を教育委員会及び運営委員会に報告するものとする。
(簿冊その他)

第20条 給食センターに次に掲げる簿冊を備え付け、整理しなければならない。

- (1) 出勤簿
- (2) 超過勤務命令簿
- (3) 休暇欠勤承認簿
- (4) 出張命令簿
- (5) 物資受払簿
- (6) 栄養摂取状況記録簿
- (7) 献立表
- (8) 業者別仕入帳
- (9) 調定簿
- (10) 領収証つづり
- (11) 給食日誌
- (12) 前各号に掲げるもののほか、管理運営に必要の簿冊
(補則)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の佐久市学校給食センター管理規則（昭和41年佐久市教育委員会規則第2号）、臼田町学校給食センター規則（昭和41年臼田町教育委員会規則第2号）、浅科村学校給食共同調理場管理規則（昭和57年浅科村教育委員会規則第1号）又は、望月町学校給食共同調理場管理運営規則（平成16年望月町教育委員会規則第1号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年3月28日教委規則第4号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日教委規則第1号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日教委規則第2号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

令和3年度 学校給食北部センター運営委員会名簿及び役員（案）

職名	氏名	役員
岩村田小学校長	森泉 雄二	会長
佐久平浅間小学校長	神津 長生	
平根小学校長	井澤 昭	
中佐都小学校長	黒沢 知博	
高瀬小学校長	小野 英子	
東小学校長	櫻井 孝	監事
浅間中学校長	高橋 利子	副会長
東中学校長	緑川 篤	監事
岩村田小学校 P T A 会長	戸塚 繁	
佐久平浅間小学校 P T A 会長	小山 仁志	
平根小学校 P T A 会長	栗山 寛之	
中佐都小学校 P T A 会長	井出 博文	
高瀬小学校 P T A 会長	赤羽根 真奈美	監事
東小学校 P T A 会長	川口 優	
浅間中学校 P T A 会長	山浦 修	
東中学校 P T A 会長	清水 秀和	監事
学校医代表	菅原 敏明	
学校薬剤師代表	大森 雅子	
学校教育部長	小泉 茂	

(事務局)

学校給食課長	宮崎 浩	
学校給食課企画員	木曾 輝彦	
北部センター事業係長	平林 久	
北部センター栄養教諭	水寄 紗子	
北部センター栄養教諭	花岡 愛	
北部センターアレルギー担当栄養職員	金子 舞美	

佐久市学校給食センター給食会計の基本事項 (令和3年度)

(根拠: 佐久市学校給食センター条例施行規則)

- 1 この基本事項は、佐久市学校給食南部センター・北部センター・臼田センター・浅科センター・望月センター（以下、「給食センター」という。）に係る給食および給食費の会計に関して、必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 給食センターの行う給食は、月曜日から金曜日までの昼食時に実施するものとする。
- 3 給食費の区分は次のとおりとし、一食単価額については施行規則第16条1項に基づき、運営委員会が決定する。

(1) 小学生	270円
(2) 中学生	310円
(3) 職 員	小学校職員と浅科給食センター職員は小学生と、中学校職員・給食センター職員（浅科センターは除く）は中学生と同額とする。
- 4 給食費の徴収は、1食単価（日額）に当該月の給食実施総人数を乗じた額とする。
- 5 学校は、翌月分の給食実施予定を、毎月定められた提出日までに学校給食センター係長（以下、「係長」という。）に提出するものとする。
- 6 学校は、給食実施予定を提出後、行事等のため給食を受けなくなるときは、次のとおりとする。
学級単位は7日前、学年単位は12日前、学校単位は14日前で、いずれの単位も土・日・祝日を除いて、【給食人員変更届】により係長に報告するものとする。
なお、給食実施予定提出後、行事等が中止となった場合での給食提供は行わないため、お弁当の対応とする。
- 7 インフルエンザなどによる学級閉鎖などで給食を受けなくなるときは、【給食人員変更届】により係長に報告するものとする。この場合、土・日・祝日を除き3日後から変更できるものとする。
なお、3月分については変更ができないものとする。
- 8 個人（児童生徒及び職員）単位の変更については、原則として連続5日以上欠食の場合【給食人員変更届】により係長に報告するものとする。この場合、土・日・祝日を除き3日後から変更できるものとする。
なお、3月分については変更ができないものとする。
- 9 台風等自然災害による学校閉鎖で給食が停止となった場合の給食費は原則、徴収するものとする。
- 10 短縮日課に伴う変更については、直ちに【短縮日課変更届】により係長に報告するものとする。
ただしこの場合は、配達業務の調整等が必要となることから、土・日・祝日を除き3日後から変更できるものとする。
なお、3月分については変更ができないものとする。
- 11 毎月の人員確認は、翌月の月初めに給食センターから送付する人員表（給食連絡日誌等）で各校が確認し、それを速やかに給食センターに返送し決定する。
- 12 給食費は、11で確認された受配校の月人員に1食単価を乗じた額を、給食センターが給食費納入通知書（10日前後）により請求する。
学校は、指定日（20日前後）までに納付書により指定口座に振り込むこととする。（ただし3月分は当月納入とする。）

- 13 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- 14 アレルギー対応食提供事業等に伴う返金額は、別表のとおりとする。(一食当たり単価、消費税込)
ただし、副食についての返金は、できないものとする。

※ 上記に定めのない各センター固有の事項等については、それぞれ対応することとする。

また、各センターの対応事項は学校給食課長に届け出るものとする。

別 表 (令和3年度)

区分	牛乳	米飯	パン	ソフトめん
小学校	59円	22円	49円	49円
中学校	59円	29円	54円	55円

令和3年度

佐久市学校給食北部センター給食会計予算書(案)

佐久市学校給食北部センター

令和3年度佐久市学校給食北部センター給食会計予算

令和3年度佐久市学校給食北部センター給食会計の予算是、次に定めるとところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 199,800,000円 と定める。

令和3年5月28日 提出

学校給食課長 宮崎 浩

歳 入

(単位 円)

款 項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		区分	節	金額	説 明		
				区 分	金額				270 円 ×	270 円 ×	270 円 ×
1 給食費	1 給食費	199,222,580	199,077,200	145,380	1 小学校 給食費	129,897,270	岩村田小学校	505 名 ×	203 日 ×	270 円 ×	270 円 ×
						佐久平浅間小学校	838 名 ×	204 日 ×	270 円 ×	270 円 ×	46,157,040 円
						平根小学校	175 名 ×	197 日 ×	270 円 ×	270 円 ×	9,308,250 円
						中佐都小学校	364 名 ×	203 日 ×	270 円 ×	270 円 ×	19,950,840 円
						高瀬小学校	181 名 ×	203 日 ×	270 円 ×	270 円 ×	9,920,610 円
						東小学校	308 名 ×	203 日 ×	270 円 ×	270 円 ×	16,881,480 円
2 中学校	給食費	67,110,350	67,110,350	350	浅間中学校 東中学校	796 名 ×	200 日 ×	310 円 ×	49,352,000 円	49,352,000 円	
						285 名 ×	201 日 ×	310 円 ×	17,758,350 円	17,758,350 円	
3 給食セ ンター	給食費	1,774,440	1,774,440	0	北部センター 給食費	27 名 ×	212 日 ×	310 円 ×	1,774,440 円	1,774,440 円	
4 過年度分	給食費	440,520	440,520	0	過年度分	440,520	過年度分	440,520 円	440,520 円	440,520 円	
2 補助金	1 補助金	507,000	510,000	△ 3,000	1 準助金	507,000	米粉パン補助事業	市	338,000 円	338,000 円	
								JA	169,000 円	169,000 円	
3 繰越金	1 繰越金	37,662	231,102	△ 193,440	1 繰越金	37,662	令和 2 年度繰越金		37,662 円	37,662 円	
4 雑収入	1 雑収入	32,758	31,698	1,060	1 雜収入	32,758	預金利息、試食代		32,758 円	32,758 円	
歳入合計		199,800,000	199,850,000	△ 50,000							

歳 出

(単位 円)

款項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	区分		金額	説明
					区	分		
1 事業費	1 調理費	198,782,060	198,770,400	11,660	1 主食費	25,023,585	岩村田小学校 佐久平浅間小学校 平根小学校 中佐都小学校 高瀬小学校 東小学校 浅間中学校 東中学校 北部センター	505名×34円×203日=3,485,510円 838名×34円×204日=5,812,368円 175名×34円×197日=1,172,150円 364名×34円×203日=2,512,328円 181名×34円×203日=1,249,262円 308名×34円×203日=2,125,816円 796名×39円×200日=6,208,800円 285名×39円×201日=2,234,115円 27名×39円×212日=223,236円
	2 牛乳代	41,495,290	41,495,290	0	岩村田小学校 佐久平浅間小学校 平根小学校 中佐都小学校 高瀬小学校 東小学校 浅間中学校 東中学校 北部センター	505名×59円×203日=6,048,385円 838名×59円×204日=10,086,168円 175名×59円×197日=2,034,025円 364名×59円×203日=4,359,628円 181名×59円×203日=2,167,837円 308名×59円×203日=3,688,916円 796名×59円×200日=9,392,800円 285名×59円×201日=3,379,815円 27名×59円×212日=337,716円		
	3 副食費	132,263,185	132,263,185	0	岩村田小学校 佐久平浅間小学校 平根小学校 中佐都小学校 高瀬小学校 東小学校 浅間中学校 東中学校 北部センター	505名×177円×203日=18,145,155円 838名×177円×204日=30,258,504円 175名×177円×197日=6,102,075円 364名×177円×203日=13,078,884円 181名×177円×203日=6,503,511円 308名×177円×203日=11,066,748円 796名×212円×200日=33,750,400円 285名×212円×201日=12,144,420円 27名×212円×212日=1,213,488円		
2 手数料	1 手数料	31,680	29,040	2,640	1 手数料	31,680	給食費振込手数料	330円×8校×12回=31,680円
3 予備費	1 予備費	986,260	1,050,560	△ 64,300	1 予備費	986,260	予備費	986,260円
歳出合計		199,800,000	199,850,000	△ 50,000				

令和3年度学校給食 実施内容（案）

学校給食の目標

- (1) 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- (2) 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- (3) 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- (4) 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- (5) 食生活が食にかかる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- (6) 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- (7) 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

1 献立方針

- ①献立年間計画による献立の作成
- ②旬の食材を取り入れる工夫
- ③地場産物の活用
- ④各校の希望献立を取り入れる
- ⑤アレルギー対応食の提供
「佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱」に基づき、アレルギー対応食の提供を行う。
- ⑥行事食の提供
- ⑦試食会、センター見学会での意見要望に対しての献立の反映

2 衛生管理・食に関する指導

- ①定期的な食材検査の実施（細菌類・放射能測定）
- ②毎日の残さい調査のとりまとめ
- ③学校訪問（全学級）による児童・生徒の給食の様子
- ④給食だより等による情報提供

令和3年度 献立年間計画

佐久市学校給食北部センター

月	月目標	献立作成のポイント	行事食等	食品	指導内容	その他
4月	給食のきまりやマナーを覚えて楽しい給食にしよう。	入学、進級を祝う献立。新入生が食べやすいよう調理の工夫をする。春を感じる献立。	入学・進級祝	ちんげん菜・筍 キャベツ・菜の花・新玉ねぎ かんきつ類	給食のきまりを知る。 正しい食事のあり方を身につける。	
5月	バランスのよい食事をしよう。	成長期に必要なバランスのとれた献立。	子どもの日	アスパラ こかぶ・かつお 新じゃが	小、中学生に必要なバランスのとれた食事を理解する。	運営委員会① 学校訪問
6月	骨や歯を丈夫にしよう。	カルシウム摂取を考慮した献立。 よく噛んで食べる献立。	虫歯予防デー かみかみ献立 びんびんキラリ食①	梅・メロン びわ さくらんぼ	カルシウムの働きを知り、必要量を摂取できるよう努力する。	学校訪問
7月	暑さに負けない食事をしよう。	暑さに負けない食品をとりいれた献立。	七夕 土用丑の日 希望献立	トマト・なす きゅうり おくら・玉ねぎ きやべつ	夏の体の特性を知り暑さに負けない体を作るための食事を知る。	献立委員会① 学校訪問
8月	規則正しい食事をしよう。	暑さに負けない食品をとりいれた献立。		かぼちゃ・なす ピーマン きゅうり・トマト じやがいも	朝食の必要性 三食の重要性と間食の役割を理解する。	学校訪問
9月	規則正しい食事をしよう。	運動量の多い月なので量と質の配慮をする。	防災の日 十五夜 運動会応援献立 希望献立	里芋・ごぼう かぼちゃ・冬瓜・梨・ブルー ぶどう・小鮎 さんま・さば	三食の重要性と間食の役割を理解する。	
10月	好き嫌いしないで食べよう。	秋の味覚、産物を取り入れた献立。	体育祭応援献立 希望献立 びんびんキラリ食②	サツマイモ 白菜・きのこ いわし さんま・サバ	偏食の害を知り、バランスのよい食事をとるように努力する。	
11月	感謝して食べよう。	秋の味覚、産物を取り入れた献立。	勤労感謝の日(収穫祝) 希望献立	里芋・人参 きのこ・たら鮭・白菜・大根 柿・りんご・栗	食べ物を大切にする気持ちを持つ。 作る人への感謝の気持ちを持つ。	運営委員会②
12月	寒さに負けない食事をしよう。	寒さに負けない食品をとりいれた献立。	クリスマス 冬至 年越し 希望献立 びんびんキラリ食③	白菜・ねぎ チンゲン菜 ほうれん草・かぶ 水菜・ブロッコリー りんご・みかん	冬の体の特性を知り、寒さに負けない体を作るために必要な食品を知る。	
1月	郷土の食べ物を知ろう。	郷土に伝わる食材を使って献立や行事に関連した献立。	七草 鏡開き 給食記念日 希望献立	なずな・凍豆腐 大根・小松菜 佐久鯉・白菜 ぽんかん・苺	郷土に伝わる食べ物や行事食を知る。 給食の歴史を知る。	
2月	食事と健康の関係を理解しよう。	貧血等、病気を予防するための栄養について考慮した献立。	節分 希望献立 びんびんキラリ食④	ほうれん草・小松菜 白菜・三つ葉 いわし・オレンジ いよかん・苺・豆	生涯の健康を配慮した望ましい食生活のあり方を理解する。	献立委員会②
3月	食生活の反省をしよう。	卒業を祝う献立。	ひなまつり 佐久の日献立 卒業祝	菜の花 さわら・三つ葉 でこぽん	望ましい食生活への関心がもてるようになったか1年間のまとめをする。	運営委員会③

※「びんびんキラリ食(年4回)」や「食育の日(郷土料理、行事食)」が入ります。

○佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱

平成23年5月27日教育委員会告示第10号

改正

平成25年9月26日教委告示第17号
平成25年11月25日教委告示第19号
平成26年12月24日教委告示第23号
平成29年3月23日教委告示第12号

佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、食物アレルギーを有する児童又は生徒に対して等しく学校給食を提供するため、アレルギー対応食提供事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、アレルギー対応食とは、学校給食の献立から食物アレルギーの起因となる食品を除去した除去食又は当該食品の代わりとなる食品を使用した代替食をいう。

(実施施設)

第3条 事業は、佐久市学校給食センター条例（平成17年佐久市条例第197号）に規定する学校給食センターにおいて実施する。

(対象者)

第4条 事業の対象者は、食物アレルギーを有する児童又は生徒で学校給食の献立によっては食べられない食品があるものとする。

(調査の実施)

第5条 佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、食物アレルギーを有する児童又は生徒を把握するため、必要な調査を実施するものとする。

(事業内容説明等)

第6条 教育委員会は、前条の調査結果に基づき、アレルギー対応食を希望する保護者に対し、事業内容について説明を行うものとする。

2 前項の説明を受けたうえで、事業の実施を希望する保護者は、佐久市学校給食アレルギー対応食実施意向調査票（様式第1号）及び学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（様式第2号）を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の調査票及び指示書を受理したときは、保護者、学校関係者及び教育委員会の三者による面談を実施するものとする。

(実施の申請)

第7条 前条第3項の面談を受けた保護者は、事業の実施を申請しようとするときは、佐久市学校給食アレルギー対応食実施申請書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

(実施の決定)

第8条 教育委員会は、前条の申請書を受理したときは、事業の実施の必要性等を審査し、事業の実施について決定したときは、佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業実施決定通知書（様式第4号）により保護者に通知するものとする。

(アレルギー対応食の提供等)

第9条 教育委員会は、前条の規定による通知をした保護者（以下「実施決定保護者」という。）に対し、事業を実施する月（以下「実施月」という。）の前月20日までに実施月1か月分の実施予定献立表を送付するものとする。

2 前項の実施予定献立表の送付を受けた実施決定保護者は、その内容を確認し、事業の実施を承諾したときは、実施月の前月25日までに佐久市学校給食アレルギー対応食実施承諾書（様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の承諾書の提出があったときは、アレルギー対応食を提供するものとする。

4 教育委員会は、実施月の中で食品等の理由からアレルギー対応食を提供できない日がある場合に

については、実施決定保護者に対し、弁当（学校給食の献立の全部又は一部の代わりとしての食事をいう。）の持参日を指定できるものとする。

（アレルギー対応食の変更又は中止）

第10条 アレルギー対応食の内容の変更又は事業の中止を希望する実施決定保護者は、佐久市学校給食アレルギー対応食変更（中止）願（様式第6号）を教育委員会に提出しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日の前日までに、第3条第2号から第4号までの施設においてなされたアレルギー対応食の提供に係る決定、手続きその他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成25年9月26日教委告示第17号）

この要綱中第1条の規定は平成25年10月1日から、第2条の規定は平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成25年11月25日教委告示第19号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成26年12月24日教委告示第23号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月23日教委告示第12号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第7条関係）

様式第4号（第8条関係）

様式第5号（第9条関係）

様式第6号（第10条関係）

学校給食における食物アレルギー対応の基本（概要）

佐久市学校給食課

1 学校給食アレルギー対応食提供事業の目的

佐久市では、平成25年から学校給食アレルギー対応食提供事業を実施しています。この事業は、食物アレルギーを有する児童又は生徒に対しても等しく学校給食を提供し、学校生活での本人や保護者の不安、負担の解消に資することを目的としています。（佐久市学校給食アレルギー対応食供給事業実施要綱（平成25年9月26日教委告示第17号）

2 学校における食物アレルギー対応の基本的な考え方

1) 基本方針

- ◎ 食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先とする。
- ◎ 食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。
- ◎ 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。
- ◎ 安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。
- ◎ 学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み無理な（過度に複雑な）対応は行わない。

—「学校給食における食物アレルギー対応指針」平成27年3月文部科学省—

2) 基本的実施基準

- ◎ 専門的な医師の診断・検査により「食物アレルギー」と診断され、医師から特定の食物に対して対応の指示があること。
- ◎ 基本的に1年に1回は受診し、評価を受けていること。
- ◎ 定期的に受診し、検査を行っていること。
- ◎ 家庭で当該原因食品の除去を行っていること。
- ◎ 対応食品については「完全除去」か「解除」のみとすること。
 - ・「完全除去」とは、食物アレルギーを有する児童生徒に対して、原因食物を完全に除くこと。
 - ・「解除」とは、原因食物の除去をやめること。

—「学校における食物アレルギー対応の手引き」平成27年2月 長野県教育委員会—

3 安全性の確保を目的とした学校給食の考え方

【弁当対応の考慮対象】

以下の(1)(2)に該当する場合は安全な給食提供は困難であり、弁当対応を考慮します。

(1) 極微量で反応が誘発される可能性がある等の場合

ア) 調味料・だし・添加物の除去が必要

イ) 加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示）の表示がある場合についても
除去指示がある

(注意喚起例)

○同一工場、製造ライン使用によるもの

「本製品工場では○○(特定原材料等の名称)を含む製品を製造しています。」

○原材料の採取方法によるもの

「本製品で使用しているしらすは、えび、かにが混ざる漁法で採取しています。」

○えび、かにを捕食していることによるもの

「本製品(かまぼこ)で使用しているイトヨリダイは、えび、かにを食べています。」

ウ) 多品目の食物除去が必要、エ) 食器や調理器具の供用ができない、オ) 油の共用
ができない、カ) その他、上記に類似した学校給食で対応が困難と考えられる状況

(2) 施設の整備状況や人員等の体制が整っていない場合

※ア)～カ)に該当する場合、主治医にそこまでの対応が必要であるか改めて確認することが望れます。

【調味料・だし・添加物】

食物アレルギーの原因食物に関連するものであっても症状誘発の原因となりにくい下記の食品については、完全除去を原則とする学校給食において、基本的に除去する必要はありません。これらについて対応が必要な児童生徒は、当該原因食物に対する重篤なアレルギーがあることを意味するため、安全な給食提供が困難な場合には、弁当対応を考慮します。

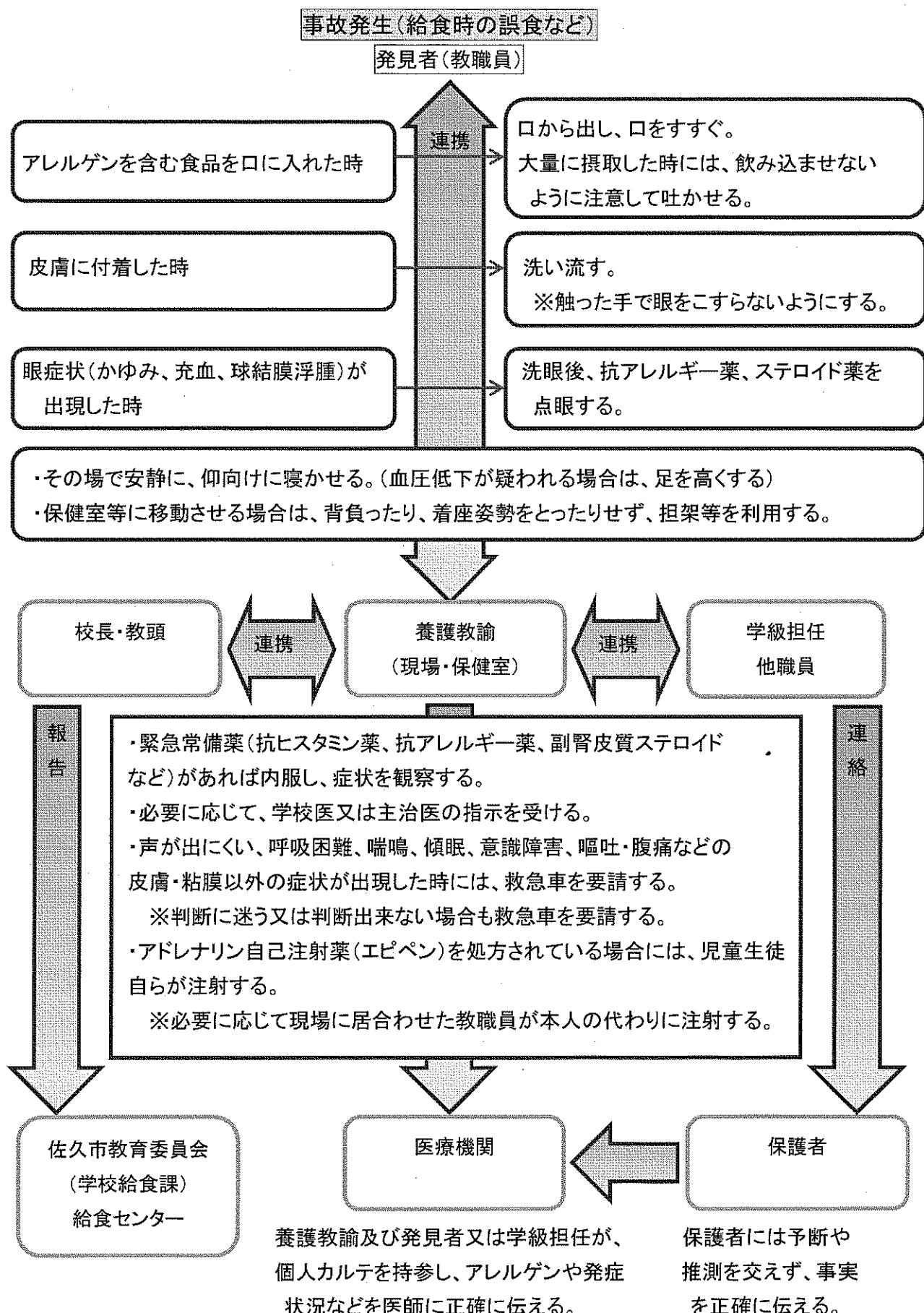
—「学校給食における食物アレルギー対応指針」平成27年3月文部科学省—

原因食物	除去する必要のない調味料・だし・添加物等
鶏卵	卵殻カルシウム
牛乳	乳糖・乳清焼成カルシウム
小麦	しょうゆ・酢・みそ
大豆	大豆油・しょうゆ・みそ
ゴマ	ゴマ油
魚類	かつおだし・いりこだし・魚しょう
肉類	エキス

【小麦の例】

このような表示であれば、特に医師の指示がない限り、基本的に除去する必要はありません。

緊急時（アナフィラキシーショックを発症した場合）の対応例



食物アレルギー対応食提供における緊急時の基本的な対応手順

佐久市教育委員会 学校給食課

1、児童生徒の健康状態の把握

○状況の確認

- ・アレルゲンを含む食品を口に入れた時 → 口から出し、口をすぐ。
大量に摂取した時には、飲み込ませないように注意して吐かせる。
- ・皮膚に付着した時 → 洗い流す。
- ・眼症状が出現した時 → 洗眼後、抗アレルギー薬、ステロイド薬を点眼する。

※その場で安静に、仰向けに寝かせる。(血圧低下が疑われる場合は、足を高くする)

※保健室等に移動させる場合は、背負ったり、着座姿勢をとったりせず、担架等を利用する。

2、管理者及び他の職員等への連絡

○状況により校長・教頭に口頭で報告し、現場への急行を依頼する。

○他の職員等への連絡…隣接した教室の職員、養護教諭

○養護教諭等の応急手当

- アドレナリン自己注射薬(エピペン)を処方されている場合は、児童生徒自らが注射する。

※必要に応じて現場に居合わせた教職員が本人の代わりに注射する。

3、関係機関等への連絡

○救急車の要請

○状況に応じて学校医・主治医に連絡する

- ・意識喪失、ショック症状、けいれん、激痛等の状態が継続する場合や判断に迷う、又は判断できない場合等

※到着後は担当教諭等が同乗して事故発生時の状況、原因となるアレルゲン、自己注射薬等の使用の有無を説明する。(「食物アレルギー個人票」を携帯する)

4、保護者への連絡

○保護者には予断や憶測を交えず、事実を正確に伝える。

※病院へ運ぶ場合には、緊急の場合を除き、受診を希望する病院の有無を保護者に確かめる。

○状況に応じた対応

症状により下記の①～③を例に対応する

- ① 下校時に職員が同伴し、保護者に経緯等を説明する。
- ② 保護者に迎えにきてもらい、病院での診察を依頼する。
- ③ 学校から児童生徒をタクシー等で病院に運ぶとともに、保護者にも病院に直行してもらい、病院での状況を説明する。

5、結果の報告と対応の再確認

○校長・教頭への状況報告 → 教育委員会・給食センターへの報告

○教職員への周知及び緊急処置についての再確認

運営委員会役員の年度別内訳

学校給食北部センター

年 度	会 長	副 会 長	監事 中学校代表	監事 小学校代表	監事 中学校PTA代表	監事 小学校PTA代表
平成15年度	東中	高瀬小	浅間中	東小	東中	東小
平成16年度	中佐都小	岩村田小	東中	高瀬小	浅間中	中佐都小
平成17年度	岩村田小	東小	浅間中	中佐都小	東中	高瀬小
平成18年度	高瀬小	浅間中	東中	平根小	浅間中	岩村田小
平成19年度	東小	平根小	浅間中	岩村田小	東中	平根小
平成20年度	浅間中	中佐都小	東中	東小	浅間中	東小
平成21年度	平根小	東中	浅間中	高瀬小	東中	中佐都小
平成22年度	東中	高瀬小	浅間中	中佐都小	浅間中	高瀬小
平成23年度	中佐都小	岩村田小	東中	平根小	東中	岩村田小
平成24年度	岩村田小	東小	浅間中	高瀬小	浅間中	平根小
平成25年度	高瀬小	浅間中	東中	岩村田小	東中	東小
平成26年度	東小	平根小	浅間中	中佐都小	浅間中	中佐都小
平成27年度	浅間中	中佐都小	東中	佐久平浅間小	東中	高瀬小
平成28年度	佐久平浅間小	東中	浅間中	東小	浅間中	佐久平浅間小
平成29年度	平根小	高瀬小	東中	岩村田小	東中	岩村田小
平成30年度	東中	岩村田小	浅間中	高瀬小	浅間中	平根小
令和元年度	中佐都小	佐久平浅間小	東中	平根小	東中	東小
令和2年度	高瀬小	東小	浅間中	中佐都小	浅間中	中佐都小
令和3年度	岩村田小	浅間中	東中	東小	東中	高瀬小
令和4年度	東小	平根小	浅間中	岩村田小	浅間中	佐久平浅間小
令和5年度	浅間中	中佐都小	東中	佐久平浅間小	東中	岩村田小
令和6年度	佐久平浅間小	東中	浅間中	高瀬小	浅間中	平根小